

議案第16号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指導改善研修) 第9条 省略 2 省略 3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなつたときは、当該指導改善研修の命令を解除し、当該指導改善研修を終了することができる。	(指導改善研修) 第9条 省略 2 省略 3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなつたときは、当該指導改善研修の命令を解除することがある。
	4 県教育委員会は、前項の規定による解除をした事由がなくなつたときは、指導改善研修を受けるよう命じるものとする。 5 前項の規定による命令を行うに当たり必要な手続は、第4条か

4 前3項に定めるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
(指導の改善の程度に関する認定等)

第11条 省略

2 県教育委員会は、前項第1号及び第2号の認定を行ったときは、当該認定に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ当該各号の決定を行うものとする。この場合において、第2号の決定を行うときの指導改善研修の期間中は、前項第2号の認定までに実施した指導改善研修の期間と通算して2年を超えない範囲内とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号の認定(次号に該当する場合を除く。) 指導改善研修の期間の延長

(3) 前項第2号の認定(第9条第3項の規定により指導改善研修を終了する場合に限る。) 指導力不足等教員の認定の解除

3 県教育委員会は、前項第3号の決定を行った者について、第9条第3項の規定による解除をした事由がなくなつたときは、第3条から第9条までに定めるところにより、指導力不足等教員の認定を行い、指導改善研修を受けよう命じるものとする。この場合において、新たに命じる指導改善研修の期間は、同条第2項の規定にかかわらず、第1項第2号の認定までに実施した指導改善研修の期間と通算して1年(当該認定までに前項第2号の決定に基づき指導改善研修の期間を延長している者にあつては2年)を超えない範囲内とする。

4 省略

5 省略

ら第7条までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
(指導の改善の程度に関する認定等)

第11条 省略

2 県教育委員会は、前項第1号及び第2号の認定を行ったときは、当該認定に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ当該各号の決定を行うものとする。この場合において、第2号の決定を行うときの指導改善研修の期間中は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号の認定 指導改善研修の期間の延長

3 省略

4 省略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案説明

指導改善研修の期間内に指導力不足等教員が休職等をした場合に、指導の改善の程度に関する認定を行うことができるようにするため、この規則の一部を改正しようとするものである。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (案) の概要

1 改正理由

指導改善研修の期間内に指導力不足等教員が休職等をした場合に、指導の改善の程度に関する認定を行うことができるようにするため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 指導改善研修（第9条関係）

指導力不足等教員が休職等により指導改善研修を受講することができなくなった場合には、県教育委員会が当該研修の命令を解除し、研修を終了できることを明確化する。

(2) 指導の改善の程度に関する認定等（第11条関係）

ア 休職等に伴い指導改善研修を終了した場合、県教育委員会は指導改善程度の認定を行った上で指導力不足等教員の認定を解除し、休職等の期間が終了したときに改めて指導力不足等教員の認定を行う。

イ 再認定後の指導改善研修の期間は、当該認定までに実施した研修期間と通算して1年（延長した場合は2年）の範囲内とする。

3 施行期日

令和8年4月1日